

**国民年金保険料を納めるのが
困難な場合は**

『免除制度・猶予制度』
『保険料の』
『免除制度・猶予制度』
『保険料の』
『免除制度・猶予制度』
『保険料の』
『免除制度・猶予制度』

国民年金の保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受給できないことがあります。保険料を納めるのが困難な場合は、早急にご相談ください。

◎免除制度

▼全額免除制度 前年の所得に基づき、保険料の全額(月額1万4千40円)を免除

※全額免除の期間は、全額納付したとき比べ、年金額が3分の1として計算されます。

▼一部納付(一部免除)制度 前年の所得に基づき、保険料の一部を免除(一部は納付)

※一部納付は3種類あり、それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

●4分の1納付(納付額3千600円・年金額は2分の1)

●2分の1納付(納付額7千200円・年金額は3分の2)

●4分の3納付(納付額1万800円・年金額は6分の5)

※一部納付(一部免除)制度は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除

される制度です。

※一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来老齢基礎年金の額に反映されません。また、障がいや死亡といった不慮の事態が発生した場合に、障害基礎年金・遺族基礎年金が受給できないことがありますのでご注意ください。

▼手続きに必要なもの

年金手帳または納入通知書、印鑑、失業の場合『雇用保険受給資格者証』、または『雇用保険被保険者離職票』の写し

※転入などにより、所得が確認できない場合は、源泉徴収票、所得証明書などの写しが必要となります。※申請者ご本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

◎若年者納付猶予制度

20歳以上30歳未満の方で、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得要件により、国民年金保険料の納付を猶予する制度です。

納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に含まれますが、年金額に反映されませんので、10年以内であれば保険料を追納(後払い)することができます。▼手続きに必要なもの 免除申請の手続きに必要な書類と同じ

◎学生納付特例制度

大学、大学院、短大、高等学校、専門学校(一部適用にならない学校があります)に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年度所得が18万円以下(扶養親族の数などにより異なります)であれば申請により国民年金保険の納付が猶予されます。

特例期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に含まれますが、年金額に反映されませんので、10年以内であれば保険料を追納(後払い)することができます。▼手続きに必要なもの 年金手帳または納入通知書、印鑑、学生証の写しまたは在学証明書

▼手続き場所

国保・年金グループ(市役所1階10番窓口)または各支所

▼問い合わせ

国保・年金G
(☎852137)

**排水設備工事指定店の営業所が
移転しました**

▼工事指定店名 (有)大進(室蘭市海岸町1丁目20-41・☎236681)
▼問い合わせ 下水道G
(☎859052)



『▼申し込み』『▼問い合わせ』
中の『G』は『グループ』の略です

2009年度学生募集
おかげさまで15年連続(調理師は8年連続)
就職希望者全員就職
信頼と実績の就職率 **100%就職達成!**
フランスへの留学・就職も実現!
各種奨学金・修学資金制度もごさいます。
北海道福祉教育専門学校
〒051-0004 室蘭市母恋北町1-5-11 T(0143)22-7722【入試・就職広報室】T(0143)22-5005
北斗文化学園 インターナショナル調理技術専門学校
〒051-0012 室蘭市山手町1-11-34 T(0143)25-2211【入試・広報室】T(0143)25-2288

夏休み短期教室
7/28~7/31までの4日間のコースです。(対象5歳~小6)
好評のJSS進級基準での水泳教室です。料金/一般5,250円、会員4,200円
1Aコース 8:30~9:30 1Bコース 9:30~10:30 1Cコース 10:30~11:30
夏休み特訓コース JSSの選手育成コースカリキュラム! 1Dコース 13:00~15:00
新企画! 泳げない子限定! **8/4~6**
楽しい水慣れ教室 3日間コース
対象/未就学児 料金/1,575円
2Aコース 14:40~15:50 ※テスト等はありません。
日本水泳連盟優秀校
JSS登別スイミングスクール
登別市若草町1丁目4番地6 TEL(0143)86-6800